(大阪市小児慢性特定疾病医療費支給認定用)

重症患者認定申請書

受	ふりがな						受給者番号 (既にお持ちの方のみ記入)												
診者	氏 名								生年 月日			<u> </u>	年		· 月		日生(歳	()
	疾病名							·		·									
	重症患者	f認定基 ²	準に該当	する障が	ゔいの	長期	継続	の状	態(裏	面を	参考	に診	亥当	欄に○□	印をご	`記入	下さい)		
障害等	基準①												基	準	2				
	眼	Į							悪	性	新	生	物						
	聴	器							慢	性	腎	疾	患						
	上	肢							慢	性呼	吸岩	景疾	患						
	下	肢							慢	性	心	疾	患						
守の	体幹・	脊柱							先	天性	代詢	射異	常						
状	肢体の	機能							神	経・	筋	疾	患						
態									慢	性消	化器	景疾	患						
										色体又 化を作									
					_				皮	膚	疫	矣	患						
						\			骨	系	統	疾	患						
								<u></u>	脈	管	系	疾	患						
	添付する	書類						小児	慢性料	定疾	病医	医療法	意見	書別紙					
	上記のと	とおり、	重症患	重症患者の認定を申請します。															
		年	月	1	日														
				申	請	者	住	所											
				申	請	者	氏	- 名									受診者と		_
	(提出先)	大阪	市長	'	HIS	ŭ	- 4	H -									()	_

【重症患者認定の申請について】

- 1. 重症患者の申請の際には、この申請書のほか、小児慢性特定疾病医療意見書別紙を提出してください。
- 2. 重症患者の認定には、裏面の認定基準を満たしていることが必要になりますので、重症申請を行う際には、裏面をご確認ください。
- 3. 既に受給者証をお持ちの方が重症申請をされる場合は受給者証を提示してください。

小児慢性特定疾病重症患者認定基準

以下の基準に該当する場合は、医師とご相談のうえ小児慢性特定疾病医療意見書別紙に記入してもらって下さい。

① すべての疾病に関して、次に掲げる症状の状態のうち、1 つ以上がおおむね6 か月以上継続する(小児慢性特定疾病に起因するものに限る)と認められる場合

対 象 部 位	症状の状態								
眼	眼の機能に著しい障がいを有するもの	視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が0.が分かる。							
聴器	聴覚機能に著しい障がいを有するもの	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの							
	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの	両上肢の用を全く廃したもの							
	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有	両上肢の全ての指を基部から欠いているもの							
上	するもの	両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの							
	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの	一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの							
	一上収り機能に着しい厚がで有するもの	一上肢の用を全く廃したもの							
下	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの	両下肢の用を全く廃したもの							
I, W	両下肢を足関節以上で欠くもの								
体 幹 · 脊 村	1歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの	1歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら若しくは横座りのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障がいを有するもの							
肢体の機能	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を 必要とする病状が、この表の他の項(眼の項 及び聴器の項を除く。)の症状の状態と同程	頁│ 一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの 월│							
	度以上と認められる状態であって、日常生活 の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも の								

② ①に該当しない場合であって、次に掲げる治療状況等の状態にあると認められる場合

疾患群	治療状況等の状態
悪 性 新 生 物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢性腎疾患	血液透析又は腹膜透析(CAPD (持続携帯腹膜透析) を含む)を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢性心疾患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
神経・筋疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としている もの又は肝不全状態にあるもの
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	この表の他の項の治療状況等の状態に該当するもの
皮膚疾患	発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
骨 系 統 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの
脈 管 系 疾 患	気管切開管理若しくは挿管を行っているもの又は1歳以上の児童において寝たきりのもの